

【オーストラリア】1979年電気通信（傍受及びアクセス）法の改正

海外立法情報課長 内海 和美

* 2021年9月、テロやサイバー攻撃等、豪州の国家安全保障に対する外国からの脅威に対して、同国の情報機関が国内の情報源から情報を収集することを可能にする法律が成立した。

1 背景及び経緯

豪州のテロリズム対策立法は、2001年に米国で発生した9.11同時多発テロ事件や翌2002年のバリ島爆弾テロ事件を契機として、テロ対策強化のための様々な法改正がなされてきた¹。例えば、主要なテロ対策法の一つである1979年電気通信（傍受及びアクセス）法²（以下「TIA法」）は、2015年に行われた改正で、通信事業者に対し、法執行機関からの情報開示請求の対象となる通信データのうち、メタデータ（通信によって生じた情報から内容を除いたもの。ユーザー名、アドレス、位置情報等）の保全義務を2年間課すこととされた³。

同じくテロ対策法である1979年豪州治安情報機関法⁴（以下「ASIO法」）やTIA法には、外国情報（foreign intelligence）⁵の収集に関して、二つの重大な「ギャップ」が指摘されていた。

- ① ASIO長官は、外国情報を収集するための外国通信⁶令状を法務総裁（Attorney-General）に請求できるが、この令状で、国内で送受信される通信を傍受することは厳格に禁じられている。しかし、インターネット通信の普及により、通信の傍受前に送受信者の地理的位置を特定することは極めて困難になっている。そのため、情報機関が国内通信の偶発的傍受を回避しようとする、豪州の国家安全保障に関わる重要な情報を見落とす危険性がある。
- ② 情報機関は、外国通信令状により、国外で外国政府等のために活動する豪州国民又は永住者に関する情報を収集することができるが、同じ人物が豪州国内に移動した場合、外国通信とはならないため、情報収集できなくなってしまう。

これらの「ギャップ」に対処するため、2021年9月2日、2021年外国情報立法改正法⁷が成立した⁸。同法は全4か条及び附則3編から成り、附則1でTIA法第11C条、附則2でASIO法第27A条及びTIA法第11A条～第11D条等、附則3でTIA法第65条等に改正を加える。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

¹ 梅田久枝「オーストラリアのテロリズム対策」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.194-210. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000357_po_022813.pdf?contentNo=1>; 吉本紀「【オーストラリア】国の保安に関する諸法の改正」同上, No.261-2, 2014.11, pp.20-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802181_po_02610210.pdf?contentNo=1>; 吉本紀「【オーストラリア】メタデータ保全法」同上, No.263-2, 2015.5, pp.20-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9366473_po_02630210.pdf?contentNo=1> ほか。

² Telecommunications (Interception and Access) Act 1979, No.114, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00440>>

³ 吉本「【オーストラリア】メタデータ保全法」前掲注(1), p.20.

⁴ Australian Security Intelligence Organisation Act 1979, No.113, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00405>> 豪州治安情報機関（ASIO）は、法務総裁の管轄下にある、安全保障に関わる情報収集・分析・脅威評価等を行う専門機関であり、1949年に設立された。

⁵ 外国情報とは、豪州国外の人又は組織の、能力、意図又は活動に関する情報をいう（TIA法第5条）。

⁶ 外国通信（foreign communication）とは、豪州国外で送受信される通信をいう（同上）。

⁷ Foreign Intelligence Legislation Amendment Act 2021, No.95, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00095>>

⁸ 施行日は、裁可から6か月以内に布告によって定められない場合は、6か月後と規定される（外国情報立法改正法第2条）。

2 主な改正内容

主要な被改正法は TIA 法である。外国情報立法改正法附則 1 は上述の 1①に対応する改正、附則 2 は 1②に対応する改正を、次のとおり、それぞれ行う。

(1) 外国情報立法改正法附則 1：外国情報令状（TIA 法第 11C 条）

ASIO 長官が請求し、法務総裁が発する令状による傍受対象を、豪州国外で送受信される通信に限定しないものとするため、「foreign communications」から「foreign」を削除して「communications」のみとし、令状名も「外国通信令状」から「外国情報令状」（以下「令状」）に変更した。これにより、傍受前に外国通信であることが判明している場合だけでなく、送受信者の地理的位置が不明な通信についても令状の請求が可能となった（第 1 項ほか）。

しかしこの改正は、それまでの国内通信傍受禁止の緩和となり、豪州国民のプライバシー権を侵害するおそれがある。そのため、併せて、令状に関して、次の厳格な要件を規定した。

- ① 法務総裁は、国防大臣又は外務大臣の助言に基づき、当該外国情報の収集が、豪州の国家安全保障、外交関係又は国民の経済的福祉に関連し、かつ通信傍受の必要性があると認めた場合に、令状を発することができる（第 1 項(b)）。
- ② ASIO 長官が令状を請求するには、国内通信傍受の危険性を最小限にする方法を含む、通信傍受の方法を明示しなければならない（第 3 項）。これにより法務総裁は、令状発行前に、国内通信の偶発的収集を回避するために取られた措置を確実に知ることができる。
- ③ ASIO 長官が、傍受した通信は令状記載の目的と無関係と認めた場合、当該通信の記録を全て破棄しなければならない。ただし、人命に重大な危険をもたらす活動に関連する通信の場合は除外される（第 5 項）。
- ④ 法務総裁は、傍受された可能性のある国内通信を特定する目的で、令状に基づき傍受された通信をスクリーニングするための「義務的手続（mandatory procedure）」を定めた書面を発しなければならない。スクリーニングにより国内通信と特定された記録は全て破棄される。ただし、人命に重大な危険をもたらす活動に関連する国内通信は除外される（第 6 項）。

(2) 外国情報立法改正法附則 2：外国政府等のために活動する豪州国民又は永住者に関する情報収集

ASIO 長官が、豪州国内で、豪州国民又は永住者に関する情報を収集する目的で令状を請求することは禁じられていた。しかし当該人物の地理的位置により、情報収集の可否が左右される不都合を解消するため、「ASIO 長官が豪州国民又は永住者に関する情報を収集する目的で令状を請求する場合」について規定を追加し、法務総裁の令状発行を可能とした。具体的には、ASIO 法第 27A 条に第 9A 項、TIA 法第 11A 条に第 3 項、同法第 11B 条に第 4 項、同法第 11C 条に第 3A 項がそれぞれ追加された。

この改正も、豪州国民のプライバシー権に対し制限を課すものであるため、その適用には厳格な要件が求められる。そのため、①ASIO 長官が、当該人物は外国政府等⁹のために、又はそれらを代理して活動していると疑いを持つ根拠について、法務総裁への令状請求の中で詳細を示さなければならない、かつ②法務総裁は、ASIO 長官が当該人物は外国政府のために、又はそれらを代理して行動している（合理的に疑われる場合を含む。）と認めた場合を除き、令状を発してはならないと規定した。

⁹ 原文では「foreign power」。ASIO 法第 4 条では「外国政府、外国政府により指示され、若しくは支配される団体、又は外国の政治組織」と定義される。